

前回会議からの修正箇所一覧

子ども・子育て会議資料1の参考2

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
1	全体						ページ送りの調整	-	-
2	全体						数字の全角、半角の調整	-	-
3	全体						不要な空白文字（スペース）の削除	-	-
4	全体						調布っ子の声、若者の声のアイコン挿入	-	-
5	全体						グラフィックから（参考）の表記を削除	-	-
6	目次						目次の更新	-	-
7	第1章 計画の概要	1. 計画策定の背景及び趣旨				3	成育基本法に関する文追加	さらに、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）、及び「子ども・子育て支援法」の改正等を踏まえ、令和2年に市は「第2期調布っ子すこやかプラン」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、待機児童対策をはじめとする、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。	さらに、「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）、「子ども・子育て支援法」の改正、及び「 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 」（平成30年法律第104号）等を踏まえ、令和2年に市は「第2期調布っ子すこやかプラン」（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定し、待機児童対策をはじめとする、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。
8	第1章 計画の概要	2. 計画の位置づけ				4	計画の位置づけイメージ図の修正	調布市民健康づくりプラン	調布市 みんなの健康・食育 プラン
9	第1章 計画の概要	4. 計画の対象				5	本文の修正	こども基本法の目的や理念を踏まえ、本計画の対象は、0歳から概ね40歳未満のすべてのこどもと、こどもを育てる家庭・地域・企業・団体とします。なお、施策・事業によって対象年齢が個別に設定されているものがあります。	こども基本法の目的や理念を踏まえ、本計画の対象は、0歳から概ね40歳未満のすべての 子ども・若者 、 子ども を育てる家庭、地域、企業、団体とします。なお、施策・事業によって対象年齢が個別に設定されているものがあります。
10	第1章 計画の概要	5. 計画の策定体制と策定手法				6	見出しの修正	(4) 子ども・若者、子育て当事者からの意見を聴く取組	(4) 子ども・若者、子育て当事者からの 声 、意見を聴く取組の 実施
11	第1章 計画の概要	5. 計画の策定体制と策定手法				6	本文の修正	「こども基本法」（令和5年4月1日施行）、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、子ども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、施策への反映の検討を行う認識の下、多様な手法を検討し、意見を聴く取組を実施しました。	「こども基本法」（令和5年4月1日施行）、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、子ども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、施策への反映の検討を行う認識の下、多様な手法を検討し、 声 、意見を聴く取組を実施しました。
12	第2章 ニーズ調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組					7	章タイトルの修正	第2章 子ども・若者、子育て当事者からの意見を聴く取組	第2章 ニーズ調査及び 子ども・若者、 声 、意見を聴く取組
13	第2章 ニーズ調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組	1. ニーズ調査				9	見出しの修正	1. ニーズ調査の実施	1. ニーズ調査
14	第2章 ニーズ調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組	2. 子ども・若者、子育て当事者からの声・意見				22	見出しの修正	2. 子どもや若者、子育て当事者からの意見を聴く取組	2. 子ども・若者、子育て当事者からの声・意見
15	第2章 ニーズ調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組	2. 子ども・若者、子育て当事者からの声・意見	(1) 目的			22	本文の修正	「こども基本法」第11条では、「地方公共団体がこども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たり、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること」、また、「調布市子ども条例」第21条でも、「子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し、市民の意見を施策に反映するよう努めること」から、子ども・若者、子育て家庭への意見を聴く取組を行いました。	「こども基本法」第11条では、「地方公共団体がこども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たり、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること」、また、「調布市子ども条例」第21条でも、「子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し、市民の意見を施策に反映するよう努めること」から、子ども・若者、子育て 当事者への声 、意見を聴く取組を行いました。
16	第2章 ニーズ調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組	2. 子ども・若者、子育て当事者からの声・意見	(2) 実施内容			22	本文の修正	子どもの居場所、困りごと、悩みごと、相談、権利・意見の尊重、市の子ども・子育て支援などについて、子ども・若者、子育て家庭から広く意見を聴くため、関係機関や団体の協力を得ながら、下記のとおり実施しました。	子どもの居場所、困りごと、悩みごと、相談、 意見・権利 の尊重、市の子ども・子育て支援などについて、子ども・若者、子育て家庭から広く 声 、意見を聴くため、関係機関や団体の協力を得ながら、下記のとおり実施しました。
17	第2章 ニーズ調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組	2. 子ども・若者、子育て当事者からの声・意見	(2) 実施内容	調布っ子の声・意見募集		22	実施内容、対象・実施場所、件数の追加	-	実施内容 ＞調布っ子の声・意見募集、WEB形式による 声・意見募集対象・実施場所 ＞■18歳以下の子ども及び39歳以下の 若者 件数＞39

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
18	第2章 ニーズ調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組	2. 子ども・若者、子育て当事者からの声・意見	(2) 実施内容	調布っ子アンケート		22	件数の修正	1,027	<u>1,092</u>
19	第2章 ニーズ調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組	2. 子ども・若者、子育て当事者からの声・意見	(3) 実施結果			23～30	実施結果を追加	(3) 意見の内容（一部抜粋）	<u>(3) 実施結果 を追加</u>
20	第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	こども家庭庁の発足とこども基本法の施行		33	図「こども家庭庁のイメージ」追加	—	図追加
21	第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	市町村こども計画		34	順序を変更 3番目→2番目へ	—	—
22	第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	市町村こども計画		34	本文の修正（削除・修正）	「こども基本法」では「市町村こども計画」の策定を努力義務としており、「市町村こども計画」の策定にあたっては、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して策定することとされています。また、「市町村こども計画」は、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体として策定することができるとされており、これに伴い「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」等が、「こども大綱」に一本化されました。「こども大綱」はこどもまんなか社会を目指していることから、市町村こども計画の策定にあたっては、子ども・若者、子どもを育てる家庭の意見を聴き、反映を検討し、社会全体で子ども・子育てを支えていく視点に立つことが求められます。	「こども基本法」では「市町村こども計画」の策定を努力義務としており、「市町村こども計画」の策定にあたっては、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して策定することとされています。また、「市町村こども計画」は、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体のものとして策定することができるとされています。「こども大綱」はこどもまんなか社会を目指していることから、市町村こども計画の策定にあたっては、子ども・若者、子どもを育てる家庭の意見を聴き、反映を検討し、社会全体で子ども・子育てを支えていく視点に立つことが求められます。
23	第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	市町村こども計画		34	図表「一体とできる計画や計画と紐づく法令・指針の例」追加	—	図表追加
24	第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	こども大綱		35	順序を変更 2番目→3番目へ	—	—
25	第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	こども大綱		35	本文の修正（追加）	令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）を目指しています。	令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるこども大綱が閣議決定されました。 <u>これに伴い「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」等が、「こども大綱」に一本化されました。</u> こども大綱では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）を目指しています。
26	第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	こども大綱		35	図「こども大綱のイメージ」追加	—	図追加
27	第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	こども大綱		35	説明文「こどもまんなか社会とは」追加	—	<u>全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。</u>
28	第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進		36	本文追加	—	<u>国は、「こどもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基礎となる最も重要な時期であるとしています。令和5年12月22日、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100 か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的として、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）が閣議決定されました。</u>
29	第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進		36	図「はじめの100か月とは」追加	—	図追加

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
30	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	こどもの居場所づくりに関する指針		37	本文追加	-	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、 <u>策定することが定められていた「子どもの居場所づくりに関する指針」が、令和5年12月22日に閣議決定となりまし</u> た。 こどもの居場所づくりに直接携わる者はもとより、地方公共団体、学校、地域住民など広くこどもの居場所に関係する者がその内容を理解するとともに、こどもの居場所づくりを進める上でこれを十分に踏まえることが期待されています。
31	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	こどもの居場所づくりに関する指針		37	図「こどもの居場所づくりに関する基本的な視点」追加	-	図追加
32	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	こども未来戦略		38	本文追加	-	国は、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもたちが、しかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会を目指すべき社会の姿とし、令和5年12月22日、「こども未来戦略」を策定しました。 「こども未来戦略」では、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3点を基本理念としてこども・子育て政策の抜本的な強化に取り組むとしています。
33	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	1. 子ども・子育てをめぐる動き	(1) 国の動向	こども未来戦略		38	図（参考）こども未来戦略MAP」追加	-	図追加
34	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	2. 調布市の現況	(4) 婚姻等の状況	①婚姻数・離婚数の推移		45	資料の修正	(資料) 平成26年～令和4年は東京都保健医療局「人口動態統計」年次推移，令和5年は厚生労働省「人口動態調査」	(資料) <u>東京都保健医療局「人口動態統計」年次推移</u>
35	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	2. 調布市の現況	(5) 妊娠届出状況			46	本文追加	-	<u>妊娠届出の受理件数（母子健康手帳交付件数）は平成28年度をピークに減少傾向です。</u> <u>過去10年で最も多かった平成28年度と令和5年度を比較すると、543件の減少（-25.3%）となっています。</u>
36	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	2. 調布市の現況	(5) 妊娠届出状況			46	グラフ「母子健康手帳交付件数の推移」追加	-	グラフ追加
37	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	2. 調布市の現況	(6)～(7)			46～47	(5) 妊娠届出状況の追加に伴い、() 番号繰り下げ	-	-
38	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	2. 調布市の現況	(6) 出生数・合計特殊出生率の動向			46	グラフタイトルの修正	■合計特殊出生率の推移■	■ <u>出生数</u> :合計特殊出生率の推移■
39	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	2. 調布市の現況	(6) 出生数・合計特殊出生率の動向			46	グラフの修正	-	令和5年確定値を追加して更新
40	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	2. 調布市の現況	(6) 出生数・合計特殊出生率の動向			46	資料の修正	(資料) 平成26年～令和4年は東京都保健医療局「人口動態統計」年次推移，令和5年の出生数は厚生労働省「人口動態調査」	(資料) <u>東京都保健医療局「人口動態統計」年次推移</u>
41	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	2. 調布市の現況	(8) 児童福祉費の推移			47	本文追加	-	<u>児童福祉費は、保育園の運営に必要な保育園経費（保育所運営費と保育園費）や子どもの医療費のほか各種手当や児童館・学童クラブの児童福祉施設費で構成されています。平成26年度と比較して約80億円増えており、この10年間で約1.5倍に増加しています。</u>
42	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	2. 調布市の現況	(8) 児童福祉費の推移			47	グラフ「児童福祉費の推移」追加	-	グラフ追加
43	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	2. 調布市の現況	(9)～(18)			48～60	(8) 児童福祉費の推移の追加に伴い、以降() 番号繰り下げ	-	-
44	第3章 子ども・若者，子育て家庭を取り巻く状況	2. 調布市の現況	(15) 母子世帯・父子世帯の状況			56	グラフタイトルの修正	■調布市の母子世帯・父子世帯の数■	■ <u>市</u> の母子世帯・父子世帯の数■

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
45	第3章 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況	2. 調布市の現況	(17) 発達の違いや障害のある児童・生徒への支援の状況			58	見出しの修正	(17) 発達の違いや障害のある児童・生徒への支援	(17) 発達の違いや障害のある児童・生徒への支援の <u>状況</u>
46	第4章 計画の基本理念等	3. 計画の基本的方向				64	レイアウトの調整		レイアウトの調整
47	第4章 計画の基本理念等	5. 施策の体系	全体			66～67	「こども」→「子ども」に修正		—
48	第4章 計画の基本理念等	5. 施策の体系	基本目標2	基本施策2-2		67	基本施策名の修正	2-2 妊娠前から子育て期の包括的な支援	2-2 妊娠前から子育て期に <u>わたる</u> 包括的な支援
49	第5章 施策の展開	全体				—	新規の取組・事業を◎表示	—	—
50	第5章 施策の展開	ページの見方・凡例				70	ページの見方追加	—	ページの見方追加
51	第5章 施策の展開	ページの見方・凡例				71	基本施策3-1, 3-2の見方追加		作成中
52	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	主な成果指標2	目標値		73	目標値の修正	90%	<u>上げる</u>
53	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	主な成果指標3	内容		73	成果指標の内容の修正	「自分の意見や思いを自由に言えている」と思う子どもの割合※2	<u>「周囲の大人は意見を大事にしてくれている」と思う中高生の割合※1</u> 「自分の意見や思いを自由に言えている」と思う子どもの割合※2
54	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	主な成果指標5	実績（現状）		73	実績に時点追加	若者：73.8%	若者：73.8% <u>（令和5年度）</u>
55	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	現状と課題		74	本文の修正	子どもの声・意見の表明や参加は、家庭や学校、地域、市政など、日常のあらゆる場面で尊重される必要があります。「調布っ子アンケート」（令和6年）では、意見を言いやすくなる取組として、タブレットやパソコンなどデジタルを活用した方法や学校、児童館などに意見箱を置くなど身近なところでできる方法などの回答が多く、声・意見の表明や参加のしやすい環境づくりに向けた検討が必要です。	子どもの声・意見の表明や参加は、家庭や学校、地域、市政など、日常のあらゆる場面で尊重される必要があります。「調布っ子アンケート」（令和6年）では、意見を言いやすくなる取組として、タブレットやパソコンなどデジタルを活用した方法や学校、児童館などに意見箱を置くなど身近なところでできる方法などの回答が多く、 <u>子どもの声・意見の表明や参加のしやすい環境づくりに向けた検討が必要</u> です。
56	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	現状と課題		74～75	グラフィタイトルの修正	子どもの権利認知状況 どうしたら、自分の意見を言いやすくなるか (参考)子どもの権利を守るため必要な仕組み	子どもの権利認知状況 <u>（再掲）</u> どうしたら、自分の意見を言いやすくなるか <u>（再掲）</u> 子どもの権利を守るため必要な仕組み <u>（再掲）</u>
57	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	現状と課題		—	どんな時に自分の意見が言えないか（一部抜粋）を移動→P.27へ	—	第2章 ニーズ調査及び子ども・若者、子育て当事者からの声・意見を聴く取組（P.27）に移動
58	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	現状と課題	子ども・若者の意見を聴く取組	76	トピック「子ども・若者の意見聴取」追加	—	図「調布っ子ミーティング、ユースミーティングを実施しました。」追加
59	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	主な事業・取組	1-1-6 人権に関する相談・教育・啓発の推進（市民相談課・指導室）	78	本文の修正	人権に関する相談を行うとともに、関係機関との連携を図り、相談者それぞれの状況に応じた適切な支援に取り組むとともに、市民一人一人が人権の大切さについて理解を深め、人権の意義が広く社会に浸透するよう人権啓発を推進します。	<u>人権に関する関係機関と連携を図り、相談者に対して中立公正な立場でそれぞれのケースに応じた適切な支援救済措置に取り組むとともに、市民一人一人が人権の大切さについて理解を深め、人権の意義が広く社会に浸透するよう人権啓発を推進します。</u>
60	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	主な事業・取組	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）とは？	79	トピック「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）とは？」追加	—	<u>「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の子どもも「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じ一人の人間としての人権を認める、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な権利も定めています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効されました。日本は1994年に批准しています。</u>
61	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	主な事業・取組	■子どもの権利条約の4つの原則 ■	79	図「子どもの権利条約4つの原則」追加	—	図追加

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
62	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-1 子ども・若者が権利の主体であることの共有・意見の表明・参加の促進	主な事業・取組	■子どもの権利■	79	図「こどもの権利」追加	-	図追加
63	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-2 子ども・若者の健やかな育成	主な事業・取組	1-2-1 児童館全館事業を通じた体験活動の充実（施策1-4関連）（児童青少年課）	81	取組タイトルの修正	1-2-1 児童館における体験活動の充実（児童青少年課）	1-2-1 児童館 <u>全館事業を通じた体験活動の充実（施策1-4関連）</u> （児童青少年課）
64	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-2 子ども・若者の健やかな育成	主な事業・取組	1-2-2 ボランティアスタッフの活用（児童青少年課・子ども家庭課・指導室）	81	関連する取組・事業等の表記順変更	○地域学校協働本部事業におけるボランティア児童・生徒の活用 ○児童館支援スタッフ、あそびボランティアスタッフの活用 ○ここあ学習支援事業、居場所事業におけるボランティアの活用	○ <u>児童館支援スタッフ、あそびボランティアスタッフの活用</u> ○ <u>ここあ学習支援事業、居場所事業におけるボランティアの活用</u> ○ <u>地域学校協働本部事業におけるボランティア児童・生徒の活用</u>
65	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-2 子ども・若者の健やかな育成	主な事業・取組	1-2-6 幼稚園・保育所・小学校及び小学校・中学校の連携（保育課・指導室）	82	本文の修正	学校におけるスタートカリキュラムの取組、幼・保・小及び小・中連携の推進を図ります。	<u>幼児期の遊びが小学校以降の学びに生きる保育、学校におけるスタートカリキュラムの取組、幼・保・小及び小・中連携の推進を図ります。</u>
66	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-2 子ども・若者の健やかな育成	主な事業・取組	1-2-9 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組（指導室）	83	関連する取組・事業等の表記順変更	○学校2020レガシー教育 ○体験型英語学習施設（TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS）の活用 ○外国語指導助手（ALT）の活用	○ <u>体験型英語学習施設（TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS）の活用</u> ○ <u>学校2020レガシー教育</u> ○ <u>外国語指導助手（ALT）の活用</u>
67	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-2 子ども・若者の健やかな育成	主な事業・取組	1-2-10 中学校における部活動の地域資源の活用（指導室）	83	主な事業・取組の追加	-	<u>1-2-10 中学校における部活動の地域資源の活用（指導室）</u>
68	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-2 子ども・若者の健やかな育成	主な事業・取組	1-2-10 中学校における部活動の地域資源の活用（指導室）	83	本文の追加	-	<u>「調布市中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、現在の部活動を地域へ移行し、市の地域資源を活用した持続可能な地域クラブを整備することで、子どもたちが生涯にわたって地域の中で主体的に様々なスポーツ・文化芸術活動を楽しむことができる環境づくりを進めます。</u>
69	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-2 子ども・若者の健やかな育成	主な事業・取組	1-2-10 中学校における部活動の地域資源の活用（指導室）	83	関連する取組・事業等の追加	-	○ <u>調布市中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画に基づく各種取組の推進</u>
70	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-2 子ども・若者の健やかな育成	主な事業・取組	1-2-11以降	84	1-2-10追加に伴う取組番号の繰り下げ	1-2-10～1-2-14	<u>1-2-11～1-2-15</u>
71	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-2 子ども・若者の健やかな育成	主な事業・取組	1-2-13 食育の推進（健康推進課・保育課・学務課・指導室）	84	本文の修正	子どもたちが生涯にわたって健康で生き生きと過ごせるよう、健全な食生活を送り、食への意識や関心、知識、理解を高められるようなきっかけづくりや普及啓発、情報提供など関係部署と連携しながら食育を推進します。	<u>子どもが生涯にわたって健康で生き生きと過ごせるよう、健全な食生活を送り、食への意識や関心、知識、理解を高められるようなきっかけづくりや普及啓発、情報提供など関係部署と連携しながら食育を推進します。</u>
72	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-2 子ども・若者の健やかな育成	主な事業・取組	1-2-13 食育の推進（健康推進課・保育課・学務課・指導室）	84	関連する取組・事業等の修正	食育講演会、食育セミナー（調布っ子食育マスター）の実施	<u>食育講演会の開催</u> <u>食育セミナー（調布っ子食育マスター）の実施</u>
73	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-3 健やかな成長のための居場所づくり	主な事業・取組	1-3-3 官民協働の居場所づくり（子ども政策課・児童青少年課）	88	取組タイトルの修正	1-3-3 関係機関や関係団体が実施する交流や居場所づくりの支援（子ども政策課・児童青少年課）	1-3-3 <u>官民協働の居場所づくり</u> （子ども政策課・児童青少年課）
74	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-3 健やかな成長のための居場所づくり	主な事業・取組	1-3-3 官民協働の居場所づくり（子ども政策課・児童青少年課）	88	関連する取組・事業等の修正	国の制度等を活用した子育てひろば「プレイセンターちようふ」「プレイセンターせんがわ」の支援	<u>プレイセンター事業への支援</u>
75	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-4 多様な学び・遊び・体験活動の充実	主な事業・取組	1-4-4 児童館全館事業を通じた体験活動の充実（施策1-2関連）（児童青少年課）	92	取組タイトルの修正	1-4-4 児童館全館事業を通じた体験活動の充実（児童青少年課）	1-4-4 児童館全館事業を通じた体験活動の充実（ <u>施策1-2関連</u> ）（児童青少年課）

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
76	第5章 施策の展開	基本目標1 子ども・若者の意見・権利を尊重した健やかな成長の支援の充実	基本施策1-4 多様な学び・遊び・体験活動の充実	主な事業・取組	1-4-4 児童館全館事業を通じた体験活動の充実（施策1-2関連）（児童青少年課）	92	本文の修正	児童館全館事業を通じて、芸術表現活動、宿泊活動、自然体験活動など、他者と関わり、協調・協働しながら課題に取り組み中で、子どもたちの思考力・判断力・表現力の向上や、コミュニケーション能力、自己肯定感、社会性、責任感等の育成を図ります。	児童館や各地域のボランティア活動を通じて、芸術表現活動、宿泊活動、自然体験活動など、他者との関わり、協調・協働しながら課題に取り組み中で、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や、コミュニケーション能力、自己肯定感、社会性、責任感等の育成を図ります。
77	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	主な成果指標			95	実績（現状）に時点追加	-	（令和5年度）
78	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援	現状と課題		96	本文の修正	安心した環境の中で飲ん妊娠・出産は、その後の子育てに良い給協をもたらし、生まれてきた子どもや夫婦、家族にとっても幸せな人生となることへつながります。妊娠中には、適切な時期に妊婦健康診査が受けられ、妊娠中のトラブルを予防し、母体の健康管理を行う必要があります。子どもにおいては、特に乳幼児期は、心と身体の基本を形成する大切な時期でもあるため、すこやかな成長と発育を支え、適切な育児環境の下で子どもを養育する子育て世帯の支援が必要です。市では、子どもの成長段階に応じた各種健康診査や相談を行っています。健康診査を受けていない子どもも一定数います。乳幼児健康診査の未受診者への対応については、受診勧奨の通知を行い、受診期間が過ぎた子どもには必ず、子どもの状況を確認して、必要に応じて保健師による相談や事業につなげるなどの対応をしております。また、健康診査を通して、妊婦や子どものそれぞれの健康課題に注目した事業の展開を行っています。アレルギー対策事業で行うスキニア教室では、対象者を妊婦やパートナーにも広げ出産前からアレルギーへの理解を深めようことや、歯科保健では低年齢からの歯科口腔衛生に関心を持ってもらい、子どもを通じて親への歯科疾患予防の動機付けや意識の向上を図るために「こども歯科相談室」を実施しています。	安心した環境の中で飲ん妊娠・出産は、その後の子育てに良い影響をもたらし、生まれてきた子どもや夫婦、家族にとっても幸せな人生となることへつながります。妊娠中には、適切な時期に妊婦健康診査が受けられ、妊娠中のトラブルを予防し、母体の健康管理を行う必要があります。子どもにおいては、特に乳幼児期は、心と身体の基本を形成する大切な時期でもあるため、すこやかな成長と発育を支え、適切な育児環境の下で子どもを養育する子育て世帯の支援が必要です。市では、子どもの発達段階に応じた各種健康診査や相談を行っています。健康診査を受けていない子どもも一定数存在しています。乳幼児健康診査の未受診者への対応については、受診勧奨の通知を行い、受診期間が過ぎた場合は、子どもの発育や養育環境などについて確認して、必要に応じて保健師による相談や事業につなげるなどの対応をしております。また、健康診査を通して、妊婦や子どものそれぞれの健康課題に着目した事業の展開を行っています。アレルギー対策事業で行うスキニア教室では、対象者を妊婦やパートナーにも広げ出産前からアレルギーへの理解を深めようことや、歯科保健では低年齢からの歯科口腔衛生に関心を持ってもらい、子どもを通じて親への歯科疾患予防の動機付けや意識の向上を図るために「こども歯科相談室」を実施しています。
79	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援	施策の方向		97	本文の修正	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健康診査を通じた母体の健康管理を行います。 ●妊娠からの早期支援を確実に実施するため、妊婦の健康管理を担う医療機関との連携体制を強化します。 ●母親の喫煙や受動喫煙の影響について、ゆりかご調布面接などの機会を通じて正しい知識の普及を図ります。 ●出産前後の家庭への訪問や相談を通じて、保護者の育児負担の軽減と早期対応を図ります。 ●保護者の健康支援を強化し、子どもの健やかな成長に寄与するため、各種健診や予防接種を行います。 ●子どもの発達段階に応じた各種健診を提供し受診率の維持・向上に努め、未受診者の状況を把握して適切な支援を行います。 ●乳幼児健康診査を通じて、市が親子と対面する機会を設け、相談しやすい体制を整備します。 ●新生児聴覚検査を実施し、聴力異常の早期発見と必要な医療や療育への引き継ぎを図ります。 ●アレルギー対策として、相談体制の充実とアレルギーに対する知識の普及・向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健康診査を通じた母体の健康管理を行います。 ●妊娠からの早期支援を確実に実施するため、妊婦の健康管理を担う医療機関との連携体制を強化します。 ●母親の喫煙や受動喫煙の影響について、ゆりかご調布面接や乳幼児健康診査などの機会を通じて正しい知識の普及を図ります。 ●出産前後の家庭への訪問や相談を通じて、保護者の育児負担を早期に把握し、その軽減を図ります。 ●保護者の健康支援を強化し、子どもの健やかな成長に寄与するため、各種健診や予防接種を行います。 ●子どもの発達段階に応じた各種健康診査を提供し、その受診率の維持・向上に努めるとともに、未受診者の状況を把握して適切な支援を行います。 ●乳幼児健康診査を通じて、市が親子と対面する機会を設け、相談しやすい体制を整備します。 ●3歳児健康診査において、スポットビジュンスクリーナー（屈折検査機器）による視覚スクリーニング検査を実施し、弱視等の早期発見に努めます。 ●新生児聴覚検査を実施し、聴力異常の早期発見と必要な医療や療育へつなげていきます。 ●アレルギー対策として、相談体制の充実とアレルギーに対する知識の普及・向上を図ります。
80	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援	主な事業・取組	2-1-1 妊婦への疾病予防・健康支援（健康推進課）	97	本文の修正	健康診査により、健康管理及び保健指導等を行うことで妊産婦及び乳児の死亡率の低下を測り母子の健康と健全な養育環境を確保します。	健康診査による、健康管理及び保健指導や予防接種等を行い、母子の健康と健全な養育環境を確保します。
81	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援	主な事業・取組	2-1-2 乳幼児への疾病予防・健康支援（健康推進課）	97	本文の修正	発育発達状況を確認し、疾病や異常を早期に発見することで適切な治療や療育に結び付けます。保護者の心理的負担や喫煙などによる健康への影響についても確認しつつ、保護者の不安を聞き育児支援を行います。	成長発達状況を確認し、疾病や異常を早期に発見することで適切な治療や療育につなげていきます。保護者の心理的負担についても確認し、育児支援により不安の軽減を図ります。
82	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援	主な事業・取組	2-1-3 子どもの相談（施策2-3関連）（健康推進課・子ども政策課）	98	本文の修正	専門的な相談窓口として保健センターでは、言語の発達や心理面・運動機能面で経過観察が必要な乳幼児及び育児の悩みや不安を持つ保護者に対し、具体的に個別の状況等にあわせて日常生活や遊びの指導、助言を行います。	専門的な相談窓口として保健センターでは、言語の発達や心理面・運動機能面で経過観察が必要な乳幼児及び育児の悩みや不安を持つ保護者に対し、具体的に個別の状況等に関する助言や遊び方、関わり方の紹介を行います。

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
83	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-1 子どもと保護者の疾病予防・健康支援	主な事業・取組	2-1-4 アレルギーへの対策（施策2-3関連）（健康推進課）	98	本文の修正	専門相談員による個別相談や講演会、出産前の両親や生後2～6か月児を持つ保護者を対象にしたスキニア教室、生後4～8か月の離乳食期の児を対象に、アレルギーに関する正しい知識の普及と様々な不安の解消に努めます。	専門相談員による個別相談や講演会、出産前の両親や生後2～6か月児を持つ保護者を対象にしたスキニア教室、生後4～8か月児を対象に、アレルギーに関する正しい知識の普及と様々な不安の解消に努めます。
84	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-2			99	基本施策名の修正	基本施策2-2 妊娠前から子育て期の包括的な支援	基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援
85	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	現状と課題		99	本文の修正	<p>核家族化や地域社会の変容等を背景に、地域のつながりも希薄となっている中で、孤立感や不安感を抱えたままの妊娠や、周囲の協力が得られにくく、不安を抱えたままの出産となる場合もあります。出産や子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきており、若年妊婦、乳幼児期、とりわけ未就園児の家庭は、社会とのつながりが希薄になりやすく、精神的な負担や子育てについての悩み、不安を感じる傾向にあります。</p> <p>市は、「保健センター」や「子ども家庭支援センター」すこやかによる、「子育て世代包括支援センター」として、状況の把握や妊娠・出産・子育て等家庭の状況に応じた相談支援を行うほか、必要に応じて関係機関と連携しながら、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもを対象に支援を行ってまいります。</p> <p>また、調布市における平均初婚年齢は上昇傾向にあり、早期に子どもを持ちたいと願う家庭に対する妊娠前からの支援も期待されており、これまで以上に切れ目ない包括的な支援が求められています。</p> <p>さらに、児童福祉法の一部改正（令和4年）に基づき、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。このことから、市においてもすべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「仮（仮）子ども家庭センター」を設置する必要があります。</p>	<p>核家族化や共働き家庭の増加等を背景に、地域のつながりも希薄となっている中で、<u>周囲の協力が得られにくく、孤立感や不安を抱えたままの妊娠・出産となる場合もあります。</u>出産や子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきており、若年妊婦や未就園児の家庭は、社会とのつながりが希薄になりやすく、精神的な負担や子育てについての悩み、不安を感じる傾向にあります。</p> <p>市は、「保健センター」や「子ども家庭支援センター」すこやかによる、「<u>子育て世代包括支援センター</u>」として、<u>状況の把握や妊娠・出産・子育て等家庭の状況に応じた相談支援を行うほか、必要に応じて関係機関と連携しながら、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもを対象に支援を行ってまいります。</u></p> <p>また、<u>調布市における平均初婚年齢は上昇傾向にあり、結婚後、早期に子どもを持ちたいと願う家庭に対する妊娠前からの支援も期待されており、これまで以上に切れ目ない包括的な支援が求められています。</u></p> <p>さらに、<u>児童福祉法の一部改正（令和4年）に基づき、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。</u>このことから、<u>市においても現在「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点としての役割を担っている「保健センター」、「子ども家庭支援センター」すこやか、「児童虐待防止センター」の運営体制を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「子ども家庭センター」に移行する必要があります。</u></p>
86	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	現状と課題	共働き家庭の推移	100	グラフの差し替え	■（再掲）市における平均初婚年齢の推移■	■市における核家族世帯数の推移■に差し替え
87	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-2 妊娠前から子育て期の包括的な支援	現状と課題	こども家庭センターとは？（児童福祉法の改正）	100	トピックこども家庭センターとは？（児童福祉法の改正）追加	-	<p>子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、</p> <p>・<u>豊保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加</u></p> <p>・<u>市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化</u></p> <p>・<u>子ども家庭福祉分野の認定資格創設</u></p> <p>・<u>市区町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律（改正児童福祉法）」が令和4年6月8日に成立しました。</u></p>
88	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-2 妊娠前から子育て期の包括的な支援	現状と課題	こども家庭センターとは？（児童福祉法の改正）	101	図「こども家庭センターのイメージ」追加	-	図追加
89	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	施策の方向		102	本文の修正	●生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問）を実施し、助産師等がすべての家庭を訪問して母子の健康に関する相談や助言を行い、出産後早期からの支援を図ります。	●生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問）を実施し、助産師等が <u>全ての</u> 家庭を訪問して母子の健康に関する相談や助言を行い、 <u>出産後早期からの支援</u> を図ります。
90	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	主な事業・取組	2-2-1 切れ目ない一体的相談支援体制づくり（施策4-3関連）（健康推進課・子ども政策課）	102	本文の修正	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「仮（仮）子ども家庭センター」を設置し、それぞれの専門的知見やスキルを活かし、関係機関と連携しながら、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援体制づくりを進めます。	<u>児童福祉法の改正に基づき、現在「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点としての役割を担っている「保健センター」、「子ども家庭支援センター」すこやか、「児童虐待防止センター」の運営体制を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「子ども家庭センター」に移行し、それぞれの専門的知見やスキルを活かし、関係機関と連携しながら、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援体制づくりを進めます。</u>

No.	修正箇所	見出し 1	見出し 2	見出し 3	見出し 4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
91	第 5 章 施策の展開	基本目標 2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	主な事業・取組	2-2-2 妊娠前から妊娠期の支援（健康推進課）	102	本文の修正	遊妊や不妊などの妊娠や出産に関する悩みや情報等知りたいことについて助産師等が相談に対応します。また、ゆりかご調布面接を実施し、保健師等による面接相談を実施します。妊娠への思いや体調、サポート状況等を確認したうえで、母子保健や子育て支援に関する情報提供のほか、飲酒・喫煙による母子への影響についての説明等を行うことで、不安を軽減し母子保健や子育て支援に関する情報提供を行うことで安心して出産・育児を迎えられるよう支援します。	遊妊や不妊などの妊娠や出産に関する悩みや情報等知りたいことについて助産師等が相談に対応します。また、ゆりかご調布面接を実施し、保健師等による面接相談を実施します。妊娠への思いや体調、サポート状況等を確認したうえで、母子保健や子育てサービスに関する情報提供のほか、飲酒・喫煙による 妊娠及び胎児への影響 についての 正しい知識の普及を行い、不安が軽減され、安心して出産・育児を迎えられるよう支援 します。
92	第 5 章 施策の展開	基本目標 2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	主な事業・取組	2-2-3 産前から産後の支援（健康推進課・子ども政策課）	103	本文の修正	産前・産後の一定期間に子育て家庭にヘルパーを派遣して乳児のお世話や家事援助を行い、産前・産後の家事や育児の支援を行います。また、育児不安を抱える産婦及び乳児に対し、母親の休養や助産師による授乳相談・育児相談など心身のケア及び育児サポートを行い、安心して子育てができる支援体制の確保に努めるとともに、安全対策のための基準の整備や、現場との連携強化に努めます。また、助産師や保健師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い、不安の解消を図るとともに、経済的支援も一体的に実施することにより、妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援を推進します。	産前・産後の一定期間に子育て家庭にヘルパーを派遣して乳児のお世話や家事援助を行い、産前・産後の家事や育児の支援を行います。また、 産後ケア事業では 、育児不安を抱える母親及び乳児に対し、母親の休養や助産師による授乳相談・育児相談など心身のケア及び育児サポートを行い、安心して子育てができる支援体制の確保に努めるとともに、安全対策のための基準の整備や、関係機関との連携強化に努めます。 さらに 、助産師や保健師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い、不安の解消を図ります。
93	第 5 章 施策の展開	基本目標 2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	主な事業・取組	2-2-4 伴走型の相談支援（施策2-4関連）（健康推進課）	103	本文の修正	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠前から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。あわせて、出産育児関連用品の購入などの支援として、母子健康手帳の交付を受け、ゆりかご調布面接を受けた方に出産応援ギフト、出生した子を養育し、調布市の「こんには赤ちゃん訪問」を受けた方に子育て応援ギフトを支給する経済的支援を一体的に実施することにより、妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援を推進します。また、行動範囲が広がり、自我が芽生え、自己主張が強くなる1歳前後や、第一次反抗期が始まる2歳前後の子どもがいる家庭に対し、アンケートを実施し、家庭状況の把握などを行い、子育て支援の情報提供や相談支援を行うとともに、育児パッケージをお届けします。	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠から出産・子育て期に わたり 一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。あわせて、出産育児関連用品の購入などの支援として、母子健康手帳の交付を受け、ゆりかご調布面接を受けた方に出産応援ギフト、出生した子を養育し、調布市の「こんには赤ちゃん訪問」を受けた方に子育て応援ギフトを支給する経済的支援を一体的に実施することにより、 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援 を推進します。また、行動範囲が広がり、自我が芽生え、自己主張が強くなる1歳前後や、第一次反抗期が始まる2歳前後の子どもがいる家庭に対し、アンケートを実施し、家庭状況の把握などを行い、子育て支援の情報提供や相談支援を行うとともに、育児パッケージをお届けします。
94	第 5 章 施策の展開	基本目標 2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	主な事業・取組	2-2-5 不妊症・不育症相談や助成事業の周知（健康推進課）	103	関連する取組・事業等の修正	○不妊・不育ホットラインの周知	○不妊・不育ホットライン（ 東京都 ）の周知
95	第 5 章 施策の展開	基本目標 2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-2 妊娠前から子育て期にわたる包括的な支援	主な事業・取組	2-2-9 子育てに関する情報提供の推進（子ども政策課・健康推進課）	104	関連する取組・事業等の修正	○「元気に育て！調布っ子」の発行、アプリへの移行の検討	○「元気に育て！調布っ子」の発行、 アプリへの移行及び充実
96	第 5 章 施策の展開	基本目標 2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	現状と課題		105	本文の修正	少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化等に伴い、地域において妊婦や子育て家庭を支える力が弱まる中、社会から孤立し育児に不安を抱えた家庭も少なくありません。保健センターや子ども家庭支援センターすこやかでは、妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない包括的な相談支援を行うほか、児童虐待防止センターでは、児童虐待の予防に努めています。市は、母親同士の仲間づくりの助けや妊娠中の不安の解消、妊婦のパートナーに対する出産・育児に協力して取り組む動機づけを目的とした「もうすぐママ・パパ教室」や「エンゼル大学」などを実施するほか、公立保育園や児童館「子育てひろば」など地域における育児・子育て相談を行っています。その他、妊娠中の生活や喫煙の健康への影響、出産等の子育ての正しい知識の習得や出産・子育てに向けた仲間づくり等、子育て世代の総合的な子育て力の向上について取り組んでいます。コロナ禍においては、対面での相談支援や訪問支援が一時的に減少した一方で、虐待に関する相談が増加しました。また、コロナ禍以降に傾向として、多様な相談支援体制・交流の場づくりが求められています。	核家族化や共働き家庭の増加等 を背景に、 地域のつながりの希薄化、家族関係の複雑化等から身近な相談相手 が少なく、子育てに不安を抱えた親も 少なくありません。子育てを含む様々な要因で悩みや育児負担が増え、児童虐待につながることもあります。 「保健センター」と「子ども家庭支援センターすこやか」による、「 子育て世代包括支援センター 」では、妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない包括的な相談支援を行うほか、「児童虐待防止センター」では、児童虐待の予防に努めています。市は、母親同士の仲間づくりの助けや妊娠中の不安の解消、妊婦のパートナーに対する出産・育児に協力して取り組む動機づけを目的とした「もうすぐママ・パパ教室」や「エンゼル大学」などを実施するほか、公立保育園や児童館「子育てひろば」など地域における育児・子育て相談を行っています。その他、妊娠中の生活や喫煙の健康への影響、出産等の子育ての正しい知識を学ぶ機会や出産・ 子育てに向けた、仲間づくり、親子の交流、父親向けのイベント等 、 子育て世代の総合的な子育て力の向上 について取り組んでいます。 新型コロナウイルス感染症の拡大期 においては、対面での相談支援や訪問支援が一時的に減少した一方で、虐待に関する相談が増加しました。また、 新型コロナウイルス感染症の拡大期 以降の傾向として、多様な相談支援体制・交流の場づくりが求められています。
97	第 5 章 施策の展開	基本目標 2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	現状と課題	■子ども・子育て支援に係る相談件数等の推移■	105	図表タイトルの修正	(参考) 子ども・子育て支援に係る相談件数等の推移	子ども・子育て支援に係る相談件数等の推移

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
98	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	現状と課題	■子育てでの不安や悩み（再掲）■	106	グラフ「子育てでの不安や悩み（再掲）」の追加	—	グラフ追加
99	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	施策の方向		107	本文の修正	<ul style="list-style-type: none"> ●母親（両親）学級について、就労している母親が増えていることから、参加者のニーズに合わせて誰もが参加しやすい実施体制を検討します。 ●子育て世帯の負担や不安をやわらげるため、保健センターと子ども家庭支援センターすこやかが連携し、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や様々な相談に応じられる相談体制の充実を図ります。 ●育てにくさを感じる子どもの成長発達に応じた対応方法について、個別相談や親子グループへの参加を促し、育てにくさによる負担感の軽減に努めます。 ●発達に課題のある子どもについては、保護者の気持ちに寄り添いつつ、子ども発達センターへつなげるなど適切な相談や療育が受けられるよう支援します。 ●日本での子育てに不安を感じる外国人に対して、円滑なコミュニケーションが行えるよう、各々の文化に配慮しながら相談支援及び情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「<u>もうすぐママ・パパ(教室)</u>」や「<u>エンゼル大学</u>」について、就労している妊婦や母親が増えていることから、参加者のニーズに合わせて誰もが参加しやすい実施体制を検討します。 ●子育て<u>家庭</u>の負担や不安をやわらげるため、保健センターと子ども家庭支援センターすこやかが連携し、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や様々な相談に応じられる相談体制の充実を図ります。 ●育てにくさを感じる子どもの成長発達に応じた対応方法について、個別相談や親子グループへの参加を促し、育てにくさによる負担感の軽減に努めます。 ●発達に課題のある子どもについては、保護者の気持ちに寄り添いつつ、子ども発達センターへつなげるなど適切な相談や療育が受けられるよう支援します。 ●日本での子育てに不安を感じる<u>外国にルーツを持つ人</u>に対して、円滑なコミュニケーションが行えるよう、各々の文化に配慮しながら相談支援及び情報提供を行います。
100	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	主な事業・取組	2-3-1 教室・講座（健康推進課・子ども政策課）	107	関連する取組・事業等の修正及び表基準の変更	○7から9か月児のもぐもぐ離乳食講座の実施	○7から9か月児のもぐもぐ離乳食講座の実施（ <u>保健センター</u> ）
101	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	主な事業・取組	2-3-2 子どもの相談（施策2-1関連）（健康推進課・子ども政策課）	107	本文の修正	専門的な相談窓口として保健センターでは、言語の発達や心理面・運動機能面で経過観察が必要な乳幼児及び育児の悩みや不安を持つ保護者に対し、個別の状況等にあわせて日常生活や遊び方の指導と助言を行います。	専門的な相談窓口として保健センターでは、言語の発達や心理面・運動機能面で経過観察が必要な乳幼児及び育児の悩みや不安を持つ保護者に対し、 <u>具体的な育児に関する助言や遊び方、関わり方の紹介を行います。</u>
102	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	主な事業・取組	2-3-3 出張型の相談・講座（健康推進課）	108	本文の修正	専門職が児童館に向き、体を使った遊びの紹介や乳幼児期の発達と成長の見守り方の講座を実施し、身近な地域での子育て家庭の交流を図るとともに、子育て力の向上や育児不安の解消ができるよう努めます。また、児童館や保育園、幼稚園などに向き、命の大切さや喫煙についての健康教育をしながら、親子の健康相談の場を持ち、地域の仲間づくりのきっかけの場を提供します。	専門職が児童館に向き、体を使った遊びの紹介や乳幼児期の <u>成長と発達</u> の見守り <u>方講座</u> を実施し、身近な地域での子育て家庭の交流を図るとともに、子育て力の向上や育児不安の解消ができるよう努めます。また、児童館や保育園、幼稚園などに向き、命の大切さや喫煙の <u>影響</u> についての健康教育をしながら、親子の健康相談の場を持ち、地域の仲間づくりのきっかけの場を提供します。
103	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	主な事業・取組	2-3-4 多胎児家庭への講座・交流の機会づくり（健康推進課）	108	本文の修正	保健師・助産師・栄養士が多胎妊婦・親子を対象として、児童館などで交流会を実施し、あわせて二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う精神的負担の軽減を図ります。	保健師・助産師・栄養士が多胎妊婦・親子を対象として、児童館などで交流会を実施し、あわせて二人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う <u>心理的</u> 負担の軽減を図ります。
104	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	主な事業・取組	2-3-7 地域における育児・子育て相談（保育課・児童青少年課・子ども政策課）	108	関係課の修正	2-3-7 地域における育児・子育て相談（保育課・児童青少年課・プレイセンター）	2-3-7 地域における育児・子育て相談（保育課・児童青少年課・ <u>子ども政策課</u> ）
105	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	主な事業・取組	2-3-7 地域における育児・子育て相談（保育課・児童青少年課・子ども政策課）	108	本文の修正	公立保育園（全園）及び私立保育園（2園）において、離乳食・発達のこと等、子育ての悩み、心配事の相談支援を行うとともに、児童館「子育てひろば」において、専門相談員や助産師による子育てに関する相談を行うとともに、月1回の身体測定、乳幼児向け遊具を使った自由遊び、手遊びや工作等を実施し、親子が楽しく遊び、気軽に集まれる交流の場づくりを実施します。また、プレイセンターにおいて、妊娠中の悩み、出産後の母親の体や心、子育ての悩み相談支援を行います。	公立保育園（全園）及び私立保育園（2園）において、離乳食・発達のこと等、子育ての悩み、心配事の相談支援を行うとともに、児童館「子育てひろば」において、専門相談員や助産師による子育てに関する相談を行うとともに、月1回の身体測定、乳幼児向け遊具を使った自由遊び、手遊びや工作等を実施し、親子が楽しく遊び、気軽に集まれる交流の場づくりを実施します。また、プレイセンターにおいて、妊娠中の悩み、出産後の <u>母親</u> の体や心、子育ての悩み相談支援を行います。

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
106	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	主な事業・取組	2-3-8 日本語を母語としない子育て家庭等への支援（施策4-2関連）（健康推進課・子ども家庭課・調布市文化・コミュニティ振興財団）	109	関連する取組・事業等の修正	だっこくらぶ（子育て家庭の日本語教室）の実施	国際交流センターにおけるだっこくらぶ（子育て家庭の日本語教室）の実施
107	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	主な事業・取組	2-3-9 育児の不安や困難への相談支援（施策4-3関連）（健康推進課）	109	本文の修正	育児不安や育児困難を訴えている母親を対象とし、育児の大変さを共有し合うグループワークを実施し、育児の負担感の軽減を図ります。	育児不安や育児困難を抱えている母親を対象とし、育児の大変さを共有し合うグループワークを実施し、育児の負担感の軽減を図ります。
108	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-3 相談支援、学習・交流の場の充実	主な事業・取組	2-3-10 アレルギーへの対策（施策2-1関連）（健康推進課）	109	本文の修正	医師や専門相談員による個別相談や講演会、出産前の両親や生後2～6か月児を持つ保護者を対象にしたスキンケア教室、生後4～8か月の離乳食期の児を対象に、アレルギーに関する正しい知識の普及と様々な不安の解消に努めます。	2-3-10 アレルギーへの対策（施策2-1関連）（健康推進課） 医師や専門相談員による個別相談や講演会、出産前の両親や生後2～6か月児を持つ保護者を対象にしたスキンケア教室、生後4～8か月児を対象に、アレルギーに関する正しい知識の普及と様々な不安の解消に努めます。
109	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-4 子育て家庭の経済的負担の軽減	施策の方向		111	本文の修正	●子どもたちの健康増進や健やかな成長、子どもを望む方が、安心して子どもを産み育てられることができるよう子育て家庭等の生活基盤の安定に資するため、各種手当、助成等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	●子どもの健康増進や健やかな成長、子どもを望む方が、安心して子どもを産み育てられることができるよう子育て家庭等の生活基盤の安定に資するため、各種手当、助成等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
110	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-4 子育て家庭の経済的負担の軽減	主な事業・取組	2-4-1 伴走型相談支援と一体的経済的支援（施策2-2関連）（健康推進課）	112	本文の修正	あわせて、出産育児関連用品の購入などの支援として、母子健康手帳の交付を受け、ゆりかご調布面接を受けた方に出生応援ギフト、出生した子を養育し、調布市の「こんにちは赤ちゃん訪問」を受けた方に子育て応援ギフトを支給する経済的支援を一体的に実施することにより、妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援を推進します。	あわせて、出産育児関連用品の購入などの支援として、母子健康手帳の交付を受け、ゆりかご調布面接を受けた方に出生応援ギフト、出生した子を養育し、調布市の「こんにちは赤ちゃん訪問」を受けた方に子育て応援ギフトを支給する経済的支援を一体的に実施することにより、 <u>妊娠前から子育て期にわたる</u> 切れ目ない支援を推進します。
111	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-4 子育て家庭の経済的負担の軽減	主な事業・取組	2-4-4 妊産婦・乳幼児健診費の負担軽減（健康推進課）	112	本文の修正	母体や胎児、乳幼児の健康の確保を図るため、妊産婦や乳幼児に対して、健康診査等を無料実施またはその費用について助成を行います。	<u>妊産婦及び乳幼児</u> の健康の確保を図るため、 <u>各種</u> 健康診査等を無料実施またはその費用について助成を行います。
112	第5章 施策の展開	基本目標2 妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実	基本施策2-4 子育て家庭の経済的負担の軽減	主な事業・取組	2-4-6 多胎児家庭への支援（健康推進課・子ども政策課）	113	本文の修正	多胎児家庭の子育てを応援するため、乳幼児健診や予防接種などの母子保健事業を利用する際のタクシー移動支援として多胎児家庭支援パッケージを支給するほか、通常の14回を超えて自費で妊婦健康診査を受診した場合、その費用を助成します。	多胎児家庭の子育てを <u>支援</u> するため、乳幼児健診や予防接種などの母子保健事業を利用する際のタクシー移動支援として多胎児家庭支援パッケージを支給するほか、通常の14回を超えて自費で妊婦健康診査を受診した場合、その費用を助成します。
113	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-1 乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施		116	本文の修正	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現が求められています。 このような中、市は、これまで、「子ども・子育て支援法」に基づく「第2期調布っすこやかプラン」を策定し、計画に基づく各種の子ども・子育て支援の取組を実施してきましたが、今後の子どもの数は減少していくとみられるほか、核家族化の進行、女性就業率の上昇等、子どもや子育て当事者を取り巻く環境は変化を続けており、ニーズを的確に把握した総合的な子ども・子育て支援を推進する必要があります。 令和6年度をもって「第2期調布っすこやかプラン」の計画期間が終了することから、市の子ども・子育て支援の適正化及び一層の充実を図るため、本計画に「第3期子ども・子育て支援事業計画」を包含し、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することにより、次代を支える調布っ子が健やかに育つ環境づくりを総合的に推進します。	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現が求められています。 このような中、市は、これまで、「子ども・子育て支援法」に基づく「第2期調布っすこやかプラン」を策定し、計画に基づく各種の子ども・子育て支援の取組を実施してきましたが、今後の子どもの数は減少していくとみられるほか、核家族化の進行、女性就業率の上昇等、子どもや子育てで <u>家庭</u> を取り巻く環境は変化を続けており、ニーズを的確に把握した総合的な子ども・子育て支援を推進する必要があります。 令和6年度をもって「第2期調布っすこやかプラン」の計画期間が終了することから、市の子ども・子育て支援の適正化及び一層の充実を図るため、本計画に「第3期子ども・子育て支援事業計画」を <u>一体的に策定</u> し、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することにより、次代を支える調布っ子が健やかに育つ環境づくりを総合的に推進します。
114	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応した子ども・子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-1 乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施		117	コラム「子ども・子育て支援制度とは？」追加	—	コラム「子ども・子育て支援制度とは？」追加

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
115	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-1 乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実	現状と課題		118	本文の修正	令和元年度以降、調布市の就学前児童数は減少しており、令和6年4月1日時点の就学前児童数は10,359人です。過去10年でピークとなった令和元年度と令和6年度を年齢別で比較するとすべての年齢で減少しています。こうした中、市内の保育所における待機児童数は令和6年4月1日の保育所待機児童数は13人で、待機児童がいる1歳児クラスの定員数の確保が課題となる一方で、申込みが減少傾向にある0歳児クラスの空き定員への対応も必要となっています。女性の社会進出や、共働き世帯、核家族世帯の増加に伴い、保育サービスの利用ニーズは高まっており、乳幼児期の教育・保育サービス提供体制の確保・充実及び適正化が必要です。	令和元年度以降、調布市の就学前児童数は減少しており、令和6年4月1日時点の就学前児童数は10,359人です。過去10年でピークとなった令和元年度と令和6年度を年齢別で比較するとすべての年齢で減少しています。こうした中、市内の保育所における待機児童数は令和6年4月1日の保育所待機児童数は13人で、待機児童がいる1歳児の定員数の確保が課題となる一方で、申込みが減少傾向にある0歳児・4歳児・5歳児の空き定員への対応も必要となっています。女性の社会進出や、共働き世帯、核家族世帯の増加に伴い、保育サービスの利用ニーズは高まっており、乳幼児期の教育・保育サービス提供体制の確保・充実及び適正化が必要です。
116	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-1 乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実	現状と課題	■令和元年度からの保育所整備■	120	木下の保育園調布駅前（株式会社木下の保育）の備考を修正	認証保育所から認可移行（純増54人）	認証保育所から認可化移行（純増54人）
117	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(1) 利用者支援事業	②量の見込みと確保方策	123	量の見込みと確保方策の算出	※法改正に伴いこども家庭センター型の記載、地域子育て相談機関の位置づけ、記載などを今後検討	量の見込みと確保方策の追加
118	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(1) 利用者支援事業	③今後の方向性	124	本文の修正	現在、保育コンシェルジュを保育課窓口へ配置し、保育園の入所や、各種の保育サービスに関する情報提供及び利用に関する相談に応じています。また、児童館の子育てひろばでは専門相談員等による子育てに関する相談を受け付けています。加えて、子ども家庭支援センターすこやか及び保健センター（健康推進課）では、妊娠届出をしたすべての妊婦を対象に、専門職が産産・育児等の相談に応じる「ゆりかご調布面接」を実施しています。引き続き子どもや保護者の身近な場所での支援を行います。	保育コンシェルジュを保育課窓口へ配置し、保育園の入所や、各種の保育サービスに関する情報提供及び利用に関する相談に応じます。 また、児童館の子育てひろばでは専門相談員等による子育てに関する 相談支援を行い、子どもや保護者が、気軽に集い、相互に交流を図る場や情報提供を行います。 加えて、子ども家庭支援センターすこやか及び保健センター（健康推進課）では、妊娠届出をしたすべての妊婦を対象に、専門職が産産・育児等の相談に応じる「ゆりかご調布面接」を実施します。 そのほか、「保健センター」、「子ども家庭支援センターすこやか」、「児童虐待防止センター」の運営体制を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「子ども家庭センター」に移行し、それぞれの専門的知見やスキルを活かし、関係機関と連携しながら、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援体制づくりを進めます。
119	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問）	③今後の方向性	129	本文の修正	全戸訪問する事業であるため、人口推計の0歳児人口を量の見込みとしています。	全戸訪問する事業であるため、人口推計の0歳児人口を 対象者数（量の見込み） としています。
120	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会	②量の見込み	130	年度の修正	R2年度 R3年度 R4年度 R5年度 R6年度	R7年度 R8年度 R9年度 R10年度 R11年度 R12年度
121	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(8) 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		132	見出し番号の変更	(8-1) 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	(8) 一時預かり事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
122	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(9) 幼稚園の預かり保育		134	見出し番号の変更	(8-2) 幼稚園の預かり保育	(9) 幼稚園の預かり保育
123	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(10) 以降		135~140	見出し番号の繰り下げ	-	-
124	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(16) 親子関係形成支援事業	②量の見込みと確保方策及び今後の方向性	139	本文の修正	ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国や東京都の動向や調布市の実情を踏まえ検討します。	ニーズ調査に基づき、量を見込むものではありませんので、国や東京都の動向や 市の 実情を踏まえ検討します。

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
125	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども・子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(17) 妊婦等包括相談支援事業	②量の見込みと確保方策	139	量の見込みと確保方策の算出	-	量の見込みと確保方策の追加
126	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども・子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(17) 妊婦等包括相談支援事業	③今後の方向性	139	本文の追加	-	<u>引き続き、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を実施していきます。</u>
127	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども・子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(18) 産後ケア事業	②量の見込みと確保方策	140	量の見込みと確保方策の算出	-	量の見込みと確保方策の追加
128	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども・子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(18) 産後ケア事業	③今後の方向性	140	本文の追加	-	<u>引き続き、産後も安心して子育てができるよう支援を実施していきます。</u>
129	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども・子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	②量の見込みと確保方策	140	量の見込みと確保方策の算出	-	量の見込みと確保方策の追加
130	第5章 施策の展開	基本目標3 多様な子育てニーズに対応したこども・子育て支援及び保育サービスの充実	基本施策3-2 地域子ども・子育て支援事業サービス提供体制の確保・充実	(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	③今後の方向性	140	本文の追加	-	<u>現在実施している多様な他者との関わりの機会の創出事業（未就園児の定期的な預かり事業）の利用状況、国や東京都の動向、市の実情を踏まえ実施の検討をしていきます。</u>
131	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	主な成果指標3	放課後等デイサービスの拡充（実利用者数）		141	指標の追加	-	<u>内容>放課後等デイサービスの拡充（実利用者数）</u> <u>実績（現状）>450人（令和5年度）</u> <u>目標値（令和11年）>480人</u>
132	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	主な成果指標4	医療的ケア児コーディネーターの配置（東京都が実施する医療的ケア児コーディネーター養成研修の修了職員）		141	指標の追加	-	<u>内容>医療的ケア児コーディネーターの配置（東京都が実施する医療的ケア児コーディネーター養成研修の修了職員）</u> <u>実績（現状）>4人（令和5年度）</u> <u>目標値（令和11年）>10人</u>
133	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	現状と課題	ユースミーティング 若者の声	145	トピック「ユースミーティング 若者の声」追加	-	ユースミーティング若者の声 追加
134	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	主な事業・取組	4-1-9 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援（指導室）	148	本文の修正	-	<u>様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。</u>
135	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	主な事業・取組	4-1-11 固定的な性別役割分担意識の解消や多様な性における人権尊重に向けた理解促進（多様性社会・男女共同参画推進課）	148	主な事業・取組の追加	-	<u>4-1-11 固定的な性別役割分担意識の解消や多様な性における人権尊重に向けた理解促進（多様性社会・男女共同参画推進課）</u>
136	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	主な事業・取組	4-1-11 固定的な性別役割分担意識の解消や多様な性における人権尊重に向けた理解促進（多様性社会・男女共同参画推進課）	148	本文の追加	-	<u>性別によって役割を分けてきたこれまでの慣習や考え方を見直し、性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、家庭においても社会的活動においても個性と能力を發揮していくための情報提供や講座を実施します。</u> <u>また、性的指向や性自認によらず、一人ひとりの個性を尊重するための情報提供や学習機会の確保により、多様な性の理解向上につなげます。</u>
137	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	主な事業・取組	4-1-11 固定的な性別役割分担意識の解消や多様な性における人権尊重に向けた理解促進（多様性社会・男女共同参画推進課）	148	関連する取組・事業等の追加	-	<u>○ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた講演会や情報提供の実施</u> <u>○ 市独自のパートナーシップ宣誓制度の運用</u> <u>○ 多様な性に関する相談の実施</u>

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
138	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	主な事業・取組	4-1-12 就職・自立支援（産業振興課・生活福祉課・多様性社会・男女共同参画推進課）	149	取組タイトルの修正	4-1-11 就職・自立支援（産業振興課・生活福祉課）	4-1-12 就職・自立支援（産業振興課・生活福祉課・ 多様性社会・男女共同参画推進課 ）
139	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	主な事業・取組	4-1-12 就職・自立支援（産業振興課・生活福祉課・多様性社会・男女共同参画推進課）	149	本文の修正	<p>ちようふ若者サポートステーションにおいて、高校中退者や大卒の進路未決定者、未就職の方や仕事が長続きしない方等、働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの若者、その保護者からの相談に応じ、就労や自立に向けた支援、就労に向けたセミナーなどを行います。</p> <p>また、調布市就職サポート事業により、就労意欲が低く、就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。</p>	<p>ちようふ若者サポートステーションにおいて、高校中退者や大卒の進路未決定者、未就職の方や仕事に長続きしない方等、働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの若者、その保護者からの相談に応じ、就労や自立に向けた支援、就労に向けたセミナーなどを行います。</p> <p>また、調布市就職サポート事業により、就労意欲が低く、就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。</p> <p>さらに、男女共同参画推進センターにおいて、経済的自立を目指して就職活動等を行う女性の相談に応じ、就労を支援する講座、起業支援セミナー等を実施します。</p>
140	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-1 様々な悩みや不安、困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	主な事業・取組	4-1-12 就職・自立支援（産業振興課・生活福祉課・多様性社会・男女共同参画推進課）	149	関連する取組・事業等の修正	<p>○ちようふ若者サポートステーションにおける就労・自立支援</p> <p>○調布市就職サポート事業の実施</p>	<p>○ちようふ若者サポートステーションにおける就労・自立支援</p> <p>○調布市就職サポート事業の実施</p> <p>○女性の就職、再就職等の相談支援、講座・セミナーの実施</p>
141	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	主な事業・取組	4-2-1 乳幼児期における障害や発達等の早期発見（健康推進課）	151	本文の修正	<p>発育、発達状況を確認し、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療や療育につなげるとともに、養育者の育児上の悩みなどに対応し、育児負担の軽減や早期対応を図ります。</p> <p>また、障害のある方が、身近にある診療所で適切に歯科治療を受けられるよう障害者歯科診療事業により、地域開業医では困難な歯科治療を行います。</p>	<p>成長、発達状況を確認し、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療や療育につなげるとともに、保護者の育児上の悩みなどに対応し、育児負担の軽減や早期対応を図ります。</p> <p>また、障害のある方が、身近にある診療所で適切に歯科治療を受けられるよう障害者歯科診療事業により、一般の歯科医療機関では困難な歯科治療を行います。</p>
142	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	主な事業・取組	4-2-2 子どもの発達等の相談支援（子ども発達センター・健康推進課・子ども政策課）	151	関連する取組・事業等の修正	○子ども家庭総合相談事業の実施	○ 「すこやか相談コーナー」 の実施
143	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	主な事業・取組	4-2-6 手当・助成等（障害福祉課・子ども家庭課）	152	関連する取組・事業等の修正	<p>○障害福祉課で実施している手当等</p> <p>心身障害者福祉手当（市制度、都制度）、特殊疾病患者福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、</p> <p>○子ども家庭課で実施している手当等</p> <p>特別児童扶養手当、児童育成（障害）手当、上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免（特別児童扶養手当受給世帯）</p> <p>○その他</p> <p>障害福祉サービス費の支給、障害児通所支援費の支給、心身障害者扶養共済制度、身体障害者手帳・診断書作成料の助成、日常生活用具・設備改善費の給付、補装具費の支給、中等度難聴児補聴器購入費助成金、ヘルパカードの配付、身体障害者手帳愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳</p>	<p>○障害福祉課で実施している手当等</p> <p>心身障害者福祉手当（市制度、都制度）、心身障害者交通手当、特殊疾病患者福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、重度心身障害者手当、</p> <p>○子ども家庭課で実施している手当等</p> <p>特別児童扶養手当、児童育成（障害）手当、上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免（特別児童扶養手当受給世帯）</p> <p>○その他</p> <p>障害福祉サービス費の支給、障害児通所支援費の支給、心身障害者扶養共済制度、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の診断書作成料の助成、日常生活用具・設備改善費の給付、補装具費の支給、中等度難聴児補聴器購入費助成金、ヘルパカードの配付、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳</p>
144	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	主な事業・取組	4-2-8 日本語を母語としない子育て家庭等への支援（施策2-3関連）（健康推進課・子ども政策課・子ども家庭課・調布市文化・コミュニティ振興財団）	152	関連する取組・事業等の修正	だっころくらぶ（子育て中の親の日本語教室）の実施	国際交流センターにおけるだっころくらぶ （子育て中の親の日本語教室）の実施
145	第5章 施策の展開	基本目標4 特に支援を必要とするこども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	主な事業・取組	4-2-13 学校における配慮を要する子どもの受入体制の整備・支援（学務課・指導室・教育総務課）	153	取組タイトルの修正	4-2-13 学校における配慮を要する子どもの受入体制の整備・支援（指導室・学務課・教育総務課）	4-2-13 学校における配慮を要する子どもの受入体制の整備・支援（ 学務課・指導室・教育総務課 ）

No.	修正箇所	見出し 1	見出し 2	見出し 3	見出し 4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
146	第 5 章 施策の展開	基本目標 4 特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	主な事業・取組	4-2-14 放課後等の活動の支援（障害福祉課・社会教育課）	154	本文の修正	放課後等サービスにより、障害のある児童に日中活動の場所を提供し、音楽療法を中心に専門的な療育を行います。	放課後等サービスにより、障害のある児童に日中活動の場所を提供し、 <u>専門的な療育を行います。</u>
147	第 5 章 施策の展開	基本目標 4 特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	主な事業・取組	4-2-20 医療的ケア児の支援（障害福祉課）	155	主な事業・取組の追加	-	<u>4-2-20 医療的ケア児の支援（障害福祉課）</u>
148	第 5 章 施策の展開	基本目標 4 特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	主な事業・取組	4-2-20 医療的ケア児の支援（障害福祉課）	155	本文の追加	-	<u>医療的ケアを要する障害児への支援のため、看護職（医療的ケア児コーディネーター）を配置し、医療と福祉の両面におけるコーディネートや施設の受け入れや対応に関する支援の調整や助言等を行います。</u> <u>また、その他相談支援業務に従事する職員についても、養成研修の受講を進め、地域における医療的ケア児等の相談支援体制の整備を進めます。医療的ケア児とその家族への継続的な支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、連絡調整、情報交換を図ります。</u> <u>さらに、在宅の重症心身障害児や医療的ケア児に対し、訪問看護師が自宅に出向いて一定期間ケアを代替し、家族の休養や就労支援を行います。</u>
149	第 5 章 施策の展開	基本目標 4 特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-2 配慮を要する子どもや子育て家庭への支援	主な事業・取組	4-2-20 医療的ケア児の支援（障害福祉課）	155	関連する取組・事業等の追加	-	<u>○障害児（者）医療的ケア体制支援事業の実施</u> <u>○医療的ケア児支援関係機関連絡会の開催</u> <u>○重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の実施</u>
150	第 5 章 施策の展開	基本目標 4 特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-3 児童虐待防止対策・社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	現状と課題	ヤングケアラーとは？	157	トピック「ヤングケアラー」の修正	-	<u>「ヤングケアラー」とは、下記のような、本来大人が担当と想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。</u> <u>責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることがあります。</u>
151	第 5 章 施策の展開	基本目標 4 特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-3 児童虐待防止対策・社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	主な事業・取組	4-3-10 切れ目ない一体的相談支援体制づくり（施策2-2関連）（健康推進課・子ども政策課）	159	本文の修正	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「（仮）子ども家庭センター」を設置し、それぞれの専門的知見やスキルを活かし、関係機関と連携しながら、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援体制づくりを進めます。	<u>児童福祉法の改正に基づき、現在「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」としての役割を担っている「保健センター」、「子ども家庭支援センターすこやか」、「児童虐待防止センター」の運営体制を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「子ども家庭センター」に移行し、それぞれの専門的知見やスキルを活かし、関係機関と連携しながら、妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援体制づくりを進めます。</u>
152	第 5 章 施策の展開	基本目標 4 特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-3 児童虐待防止対策・社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	主な事業・取組	4-3-10 切れ目ない一体的相談支援体制づくり（施策2-2関連）（健康推進課・子ども政策課）	159	関連する取組・事業等の修正	○（仮）子ども家庭センターの設置・運営	<u>○子ども家庭センターへの移行・運営</u>
153	第 5 章 施策の展開	基本目標 4 特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-3 児童虐待防止対策・社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	主な事業・取組	4-3-11 育児の不安や困難への相談支援（施策2-3関連）（健康推進課）	160	本文の修正	育児不安や育児困難を訴えている母親を対象とし、育児の大変さを共有し合うグループワークを実施し、育児の負担感の軽減を図ります。	育児不安や育児困難を <u>抱えている</u> 母親を対象とし、育児の大変さを共有し合うグループワークを実施し、育児の負担感の軽減を図ります。
154	第 5 章 施策の展開	基本目標 4 特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-3 児童虐待防止対策・社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	主な事業・取組	4-3-13 DV等への相談・支援（多様性社会・男女共同参画推進課）	160	関連する取組・事業等の追加	-	<u>○パブリックプロジェクトinちょうふの実施</u>
155	第 5 章 施策の展開	基本目標 4 特に支援を必要とする子ども・若者、子育て家庭への支援の充実	基本施策4-5 子ども・若者、子育て家庭への貧困対策	主な事業・取組	4-5-5 子どもの食の確保の支援（子ども政策課・文化生涯学習課）	161	グラフィタイトルの修正	■（参考）ひとり親家庭の不安・心配なこと■	<u>■ひとり親家庭の不安・心配なこと■</u>

No.	修正箇所	見出し1	見出し2	見出し3	見出し4	該当ページ	メモ	旧	新（下線が修正箇所）
156	第7章 資料編	1. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保				177	記載項目の追加	-	<p>1. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保</p> <p>乳幼児期の質の高い学校教育・保育の一体的提供に向けては、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ認定こども園が重要な役割を持ちます。調布市では増加する保育ニーズに対応するため、第5章の「基本施策 3-1 乳幼児期における教育・保育サービス提供体制の確保・充実」における確保方針の方針に基づき、待機児童が発生しやすい1・2歳児を当該年度限定で預かる年度限定型保育事業や1歳児クラスの定員を増加させた認可保育園に補助を実施するほか、企業主導型保育事業の活用など様々な方策を検討、活用し、ソフト面を中心とした待機児童対策を推進します。</p> <p>また、待機児童対策とともに、保育の質のガイドラインを策定し、すべての子どもが等しく良質な保育サービスを利用できるよう、市内の全認可保育園に対する指導検査や保育アドバイザーの巡回を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。</p> <p>既存の幼稚園や保育園から認定こども園への移行や新たな設置については、事業者の意向を尊重しつつ、待機児童の状況や設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、普及・促進の検討を行います。</p>
157	第7章 資料編	2. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保				177	記載項目の追加	-	<p>2. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保</p> <p>子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに、保護者への支払いを着実に実施し、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。</p> <p>また、特定子ども・子育て施設等の確認等については、都や施設所在区市町村との連携や情報共有を図り、適切に取り組みます。</p>
158	第7章 資料編	4. 第3期調布っ子すこやかプラン策定体制及びプロセス	(1) 令和5年度及び令和6年度調布市子ども・子育て会議委員名簿			183	委員氏名の更新	-	省略
159	第7章 資料編	4. 第3期調布っ子すこやかプラン策定体制及びプロセス	(2) 第3期調布っ子すこやかプランの策定プロセス	令和6年度		185	策定プロセスの更新	-	省略